北海道根室振興局告示第58号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和４年（2022年）12月６日

北海道根室振興局長　岡嶋　秀典

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

標津郡中標津町東18条南８丁目１番の内他３筆

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

札幌市東区本町２条４丁目８番１号
日本土地開発株式会社　代表取締役　水島　正志

３　開発許可年月日及び番号

令和４年（2022年）11月８日　根建指第956号指令
（当初許可：令和４年（2022年）５月26日　根建指第281号指令）